

福島県産業振興センターでは、福島県内の中小企業者等の皆様に対して、技術の進歩及び新事業の早期創出を支援するため、国内産業財産権取得費用、先行技術調査費用の一部を助成する事業を行います。

平成30年度 特許出願経費等助成事業 (国内出願・先行技術調査助成) 募集案内

■助成対象者

福島県内に本社、研究開発拠点、生産拠点等が所在する中小企業者またはそのグループが、出願人となり日本国特許庁へ産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の国内出願を行う場合もしくは産業財産権取得、研究開発に資するための先行技術調査を行う場合。

※ 申請の対象となる出願の発明者（又は考案者、創作者）が申請企業（県外本社・事業所含む）に所属することが要件となります。

※ いわゆる「みなし大企業」については、本事業の対象となりません。

■対象要件

1. 特許等出願事業

平成30年4月1日～31年2月28日に出願及び経費支払いを行うもの（4月1日以降であれば、申請前に出願又は支払を行っている場合でも対象となります）。

【以下のどの場合であっても、対象となります。】

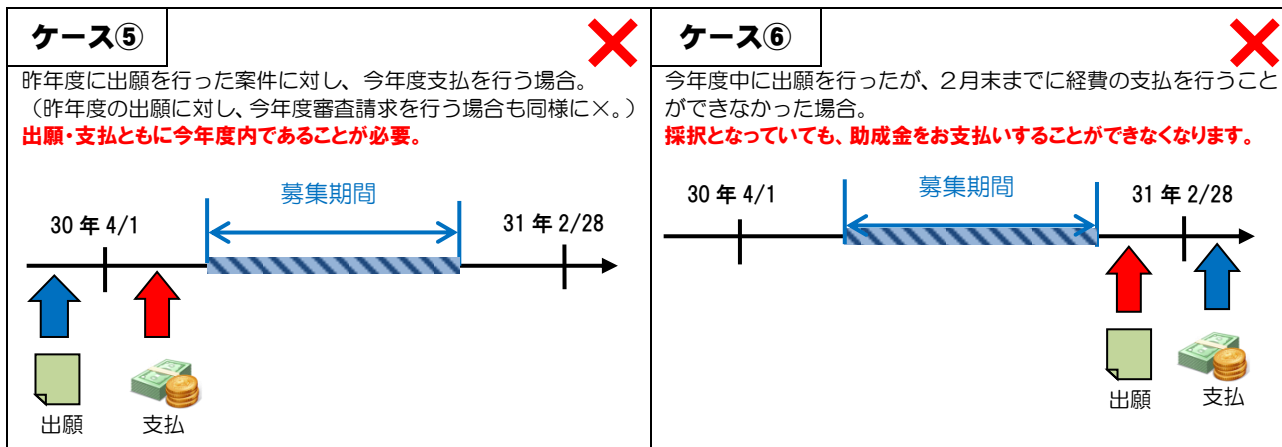
<p>ケース①</p> <p>募集期間前に出願・支払ともに終わっている場合。 (ただし、ともに30年4月1日以降。)</p>	<p>ケース②</p> <p>募集期間後に出願・支払を行う計画がある場合。 (ただし、ともに31年3月28日まで。)</p>
<p>ケース③</p> <p>募集期間終了後に審査請求を行い、その費用の支払を行う場合（ともに31年2月28日まで）。</p>	<p>ケース④</p> <p>当該年度に出願（予定）の案件が、年度内に特許・登録となり、特許料・登録料の納付を31年2月28日までにを行う場合。</p>

※ ケース③、④については、見積書提出の段階で審査請求料や特許料・登録料等が含まれてい

る必要があります。また、特許料・登録料を対象経費とする場合、実際に年度内に特許（登録）査定となったかどうかの確認をさせていただきます。

- ※ 審査請求料や特許料・登録料等を対象経費とする場合、支払時期が異なっても構いませんが、助成金のお支払いは一括精算払いとさせていただきます。
- ※ 申請は1申請者につき1件に限ります。

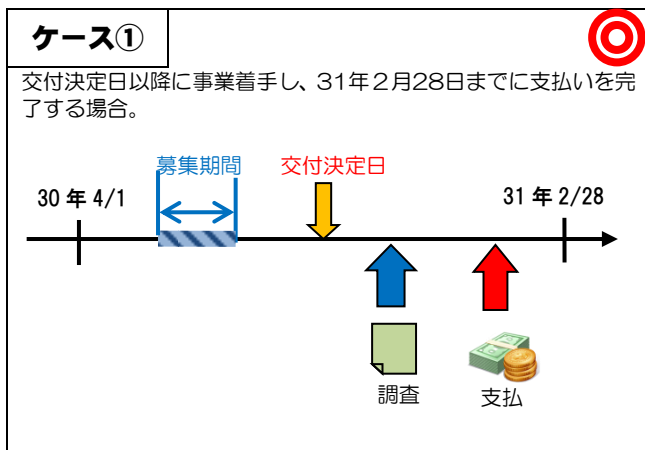
【なお、以下の場合は対象外となります。】



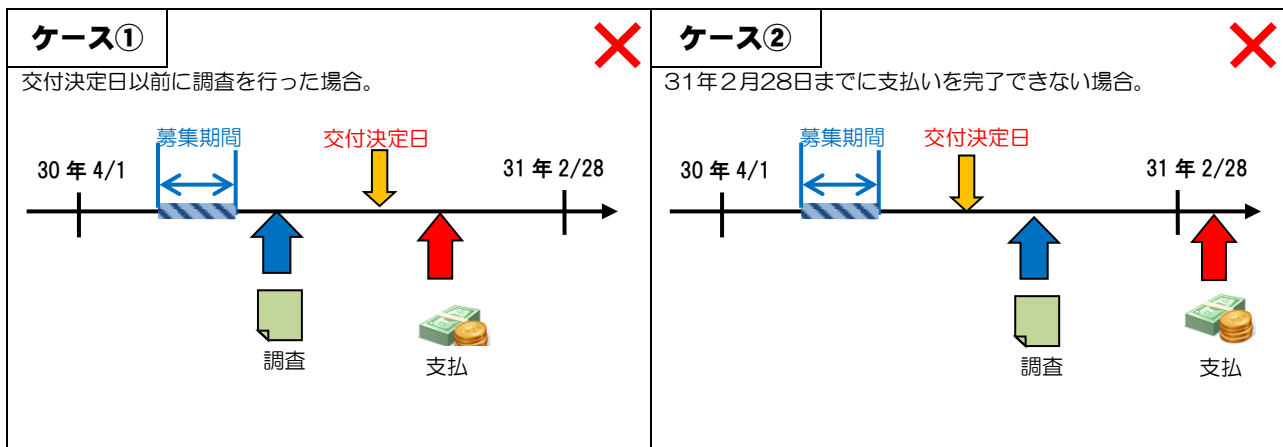
2. 先行技術調査事業

交付決定日（7月下旬予定）～31年2月28日に調査を完了し、経費支払いを行うもの
（交付決定日以前に支払った費用は対象となりません）。

【以下の場合、対象となります。】



【なお、以下の場合は対象外となります。】



■ 支援内容

特許権・実用新案権・意匠権・商標権の国内取得に係る以下の費用が対象となります。

【助成対象経費】

経費区分	経費区分	経費項目
特許等出願事業	弁理士等への報酬	先行技術調査に係る費用、各種手数料（書類作成・検討に係る費用等）、当該年度内に特許査定・登録査定となった場合の成功謝金、及びそれらに係る源泉徴収税
	特許庁費用	出願料、特許出願に係る出願審査請求料、当該年度内に特許庁へ納付が確認された特許料・登録料
先行技術調査事業	その他の経費	電子化手数料、その他理事長が特に必要と認める経費
	弁理士等への報酬	先行技術調査に係る費用
	その他の経費	その他理事長が特に必要と認める経費



対 象 外 経 費

※ 「対象外経費」が予算計上に含まれる場合には、精査の上、除外させていただきます。

- ・日本国内における消費税及び地方消費税
- ・助成対象事業期間外に支払を行った経費
- ・その他出願に直接関係しない経費

【助成率】

助成対象経費の2分の1以内。

- ※ 助成対象者以外の者との共有に係る特許等である場合、持分比率又は費用負担割合のうち、いずれか低い方に応じて、助成対象経費が減額となります。

【1 企業当たりの上限額】

1. 特許等出願事業

特許出願の場合は上限30万円、それ以外の場合は上限15万円

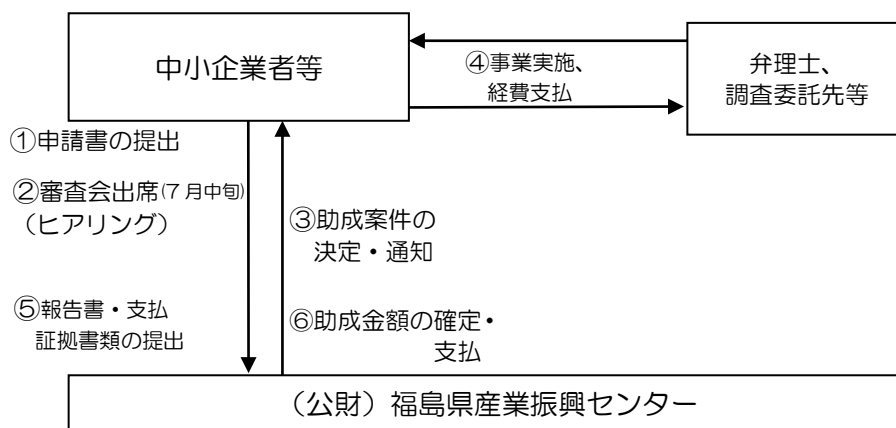
2. 先行技術調査事業

25万円

■支援までの流れ (番号は下記【事業スキーム】にリンクしています。)

- ① 申請書及び添付書類のご提出。
- ② 審査会の実施(7月中旬予定)：プレゼンテーションを行っていただきます。
- ③ 助成案件の決定・通知。
- ④ 採択企業により代理人へ対し、出願経費の支払(採択前の支払でも構わない)。
- ⑤ 採択企業より、支払内訳が明確な領収証等のご提出。
- ⑥ 当センターにより対象経費を確定し、助成金額(対象経費の2分の1以内)を、採択企業へお振込み。

【事業スキーム】



■公募期間

平成30年5月16日(水)～平成30年6月29日(金) 必着

■その他

(1) 助成金額の確定について

センターは報告書および添付書類に基づき、書類の精査及び必要に応じて現地調査を行います。その結果、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた経費についてのみ、助成金交付額として確定します。助成対象外となる経費が含まれていた場合や経費の支払証拠書類に不備が認められた場合には、助成額の全額または一部が対象外となることもありますので、ご留意願います。

(2) 追跡調査等について

翌年度以降であっても、随時、出願状況や事業化状況の調査を行う場合がありますので、ご協力のほどお願いいたします。

(3) 情報公開について

採択となった案件については、事業者名、所在地、交付決定金額、採択件数及び特許等出願事業においては、その権利種別は外部公表の対象となりますことをご承知おき下さい。

【お問合せ・お申込み先】

TEL 024-959-1951

FAX 024-959-1889

公益財団法人福島県産業振興センター

技術支援部 技術振興課 齋藤宏

〒963-0215 郡山市待池台1-12(福島県ハイテクプラザ内)

E-mail: f-tech@f-open.or.jp